

2023年3月6日

日本心理学会ジェンダー研究会 会員各位

日本心理学会ジェンダー研究会

代表 滑田 明暢

2023年度 第13回シードマネー募集

少しずつ暖かくなり春らしさを日々実感できるようになってきましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。さて、先日ニュースレターにてご案内しましたとおり、第13回シードマネーの募集をいたします。

これまでは第1回から今回に至るまで、8つの研究活動に助成をすることができました。寄付をお寄せいただきました方々に心より御礼申し上げます。2016年度の総会にて、自主企画等もその対象になることが確認されましたので、様々な研究活動案をお寄せいただけますと幸いです。この企画が今後も続きますよう、みなさまからの積極的なご応募、ご支援をお待ちしております。

＜募集要項＞

1. 募集対象：本研究会会員全員に応募資格があり、本研究会の趣旨に則った研究活動すべてを対象とします。選考にあたっては、以下の研究活動・対象者を優先しますが、優先対象者でない方もぜひご応募ください。

①優先する研究活動：多くの研究会員が恩恵を受ける可能性のあるもの

②優先する対象者：大学院生または研究費がついていない非専任の方

(再選も妨げない)

2. 助成金額： 10万円

3. 募集期間：2023年4月1日～5月31日

(メール添付の場合は日付で確認。郵送の場合は消印有効)

4. 応募書類：所定の様式に基づいて「申請書」を提出してください。提出は原則としてメール添付での提出をお願いしますが、郵送でも結構です。

※様式は添付のとおりです。なおファイルを開けない方は下記までご連絡ください。

申請書は、書式に従っていただければ、枠の幅などを調整して頂いて結構です。

5. 留意事項：規程を参照のうえ、本制度の趣旨と義務（成果の発表等）をよくご理解のうえご応募ください。

6. 提出先：日本心理学会ジェンダー研究会事務局 櫻坂 英子 宛

E-mail: eosaka@gmail.com

郵送宛先:〒357-0046 埼玉県飯能市阿須 698

駿河台大学心理学部 櫻坂英子 宛

<参考1> これまでの受賞者(敬称略)

第1回 田原歩美「腐女子のセクシュアリティに関する研究—性的自己決定に焦点をあてて—」

武知優子「職業的音楽家をめざしてきた若者の語りにみるジェンダー」

第2回 滑田明暢「家庭内役割の実践における心理的調整過程の記述—性別役割分業意識と夫婦間の相互作用との関連に焦点を当てて—」

第3回 増井秀樹「妊娠期から授乳期における父親の関わり方—身体的差異に着目して—」

第4回 水澤慶緒里「過剰適応傾向者が堅持する女性像，男性像とは？—質問紙と投映法を用いて」

第5回 受賞者なし

第6回 原健之 「ワーク・ファミリー・エンリッチメントの効果と性役割観—乳幼児をもつ父母の葛藤に焦点をあてて—」

第7回 受賞者なし

第8回 町田奈緒士 「トランスジェンダーを生きる体験に伴われる『当事者』の実感についての探究」

第9回 受賞者なし

第10回 薛小凡 「「女性」が用いるジェンダー表現に関する社会言語学的研究—自称詞・対称詞・終助詞の状況的使い分けを中心に—」

第11回 塚原久美 「中絶にまつわる意思決定支援とカウンセリングの方法の探索」

第 12 回 受賞者なし

* ホームページ <http://womengenderpsy.jimdo.com/>

<参考2> 日本心理学会ジェンダー研究会シードマネー規程

第1条 本規程は、日本心理学会ジェンダー研究会会員の研究活動の支援を目的とする。

第2条 会員の研究活動の支援のため、シードマネーを年度ごとに助成する。

第3条 助成するにあたって、シードマネー基金を設置し、会員からの寄付を募集する。

第4条 シードマネーは、シードマネー基金および日本心理学会ジェンダー研究会会費より拠出し、当該年度のシードマネーの金額と助成の対象は、前年度の総会において決定する。

第5条 シードマネーの運営は以下の通りとする。

1 シードマネーの公示は年1回、3月に行う。

2 シードマネーの対象は、日本心理学会ジェンダー研究会の趣旨に則った日本心理学会ジェンダー研究会会員の研究活動とする。応募資格は、日本心理学会ジェンダー研究会会員全員にある。

3 応募者は、所定の様式に従って申請書を作成し、当該年度の5月末日までに、日本心理学会ジェンダー研究会事務局に提出する。

4 応募の採否は、若干名の審査委員により審査し、応募者に通知する。審査委員は、代表の指名による。

5 採択された応募の代表者は、所定の様式に従って、実施内容及び成果の報告を次年度の総会后、1か月以内に、日本心理学会ジェンダー研究会事務局に提出する。

6 助成を受けた研究活動は、その成果を、次年度の日本心理学会大会ジェンダー部門で発表、もしくは日本心理学会のシンポジウムやワークショップ等で発表する。なお上記の形式での発表がそぐわない場合には、日本心理学会ジェンダー研究会総会で発表、報告する。なお、研究成果を発表する際には、日本心理学会ジェンダー研究会シードマネーの助成を受けたことを明記する。

7 助成期間を当該年度の日本心理学会ジェンダー研究会総会より、翌年度総会までとする。何らかの事情で総会が開催されない、あるいは総会開催時期によって著しく助成期間が短くなる場合には、改めて助成期間を設定することがある。

8 未使用金がある場合および研究成果発表の義務を果たせない場合は返金を求めることがある。

第6条 本規程の改正は、日本心理学会ジェンダー研究会の承認を得るものとする。

附則

1 本規程は、2010年9月21日より施行する。

2 2014年9月11日改正

3 2015年9月22日改正

